

(参考様式2)

## 事前点検シート

計画主体名	鹿児島県 霧島市		
計画期間 実施期間	H25～H29 H25～H26	総事業費（交付金）	292,599千円（146,299千円）

### 1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	活性化目標は、地域での平成29年度交流人口165,000人、（平成23年度55,000人）23年度比275%増を目指すことであり、高生産性農業用機械施設、地域連携販売力強化施設、リサイクル施設（堆肥製造施設）等整備による観光農園の充実を図り、基幹産業である農業を通じた雇用促進、定住促進を目的としていることから、適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	本市の策定している、総合計画、農業振興地域整備計画、都市計画等に関する基本的な施策と連携し、調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	計画策定にあっては、農事組合法人の意見等を重視し、合意形成を図り事業計画した。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	適	事業計画の際、農事組合法人の女性スタッフ等を交えて協議を行っている。
事業の推進体制は確立されているか	適	事業推進体制については、市、農事組合法人、関係機関が一体となって事業推進にあたっている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	高生産性農業用機械施設、地域連携販売力強化施設、リサイクル施設の整備により、活性化目標である地域の交流人口増加及び地域農産物の増加が図られ、雇用促進、定住促進を目的とした計画であることから、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	適	計画期間は、事業量等の検討を行い平成25年度から平成29年度の5ヵ年とし、事業実施期間は、平成25年度から平成26年度の2ヵ年とした。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	適	交付金要望額は、実施要綱及び実施要領の別表に定める交付額算定交付率に基づき算定し、総事業費が292,599千円、交付金額146,299千円であることから、限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	本交付金により新たに整備する施設であり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	本計画において交付対象とする施設の耐用年数は、処理加工・販売促進施設（建築本体27年、建築設備15年、加工機器8年）、堆肥製造施設（施設本体17年、建築設備15年、堆肥製造機器14年、農業用機械7年） 低コスト耐候性ハウス（ハウス本体14年、農業用機器7年）であり、規定を満たしている。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	投下した総事業費（ハード事業）A=275,280千円、妥当投資額B=430,689（年総効果額38,762千円÷還元率0.09（総合耐用年数13.2）） 投資効率 = $B(430,689) / A(275,280) = 1.56$
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容は実施要領別表に示されているものであり、事業実施主体も4戸の農家で組織された農事組合法人であることから、実施要領別表に基づく農林漁業者等の組織する団体である。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	農事組合法人が、使用基準を整備し利用するものであり目的外使用の恐れはない。また、本事業は、個人への交付はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	適	地域連携販売力強化施設等を整備することによる、平成29年度の地区内観光農園の来園者数165千人を見込み、平成23年度55千人比較し、275%増を目指している。

近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	適	地域連携販売力強化施設、リサイクル施設（堆肥製造施設）については、近隣に類似施設はない。高生産性農業用機械施設（低コスト耐候性ハウス）は、近隣に類似施設が存在しており、既存状況と利用状況などを踏まえて本計画を策定した。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	地域連携販売力強化施設、高生産性農業用機械施設等は、農事組合法人や連携農家が主に利用し、堆肥製造施設については、農事組合法人及び地域観光農園へ提供する堆肥を生産する。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	活性化計画目標を達成するための施設規模であり、設置場所は、観光地や観光農園を考慮した。場所としては、霧島市の中央部に位置し、国立公園、高速道路、鹿児島空港などに隣接した環境であり、観光客や都市交流人口が見込まれる地域である。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	適	地域連携販売力強化施設の加工・販売業務などに女性の雇用が見込まれる。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	本事業において整備する施設は、建設数量積算基準により積算していることから過大な積算とはなっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	施設の面積や設備については、市及び事業実施主体（農事組合法人）による、事前設計協議（基本設計作成等）を行いコスト削減に努める。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	適	本事業において整備する附帯施設は、堆肥製造をするための必要不可欠な機器であり、汎用性の高いものではない。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	適	本事業で整備する備品は、ショベルローダー等であり、施設規模に適応した選定となっており、堆肥製造施設場内の作業専門に利用し、汎用性の高いものではない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	整備予定地は、観光地に隣接し、観光農園が多く運営されている農業振興地域であることから本計画の目的に関して適正な場所である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	施設用地の地権者は、農事組合法人の関係者であり、施設用地は確保されている。

体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討している	—	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正である	—	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	適	本事業において地域連携販売力強化施設等を整備することで観光農園の来園者が増加し、交流人口の増加により、地域内外又は地域間の相互連携が促進される。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	適	本事業における整備施設で金柑等の加工品生産や果樹の有機肥料生産を行うことにより、付加価値を高め、地域ブランドに資することができる。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	適	本計画において整備する施設は、全て1年を通して利用、運営され、継続的に雇用を生み出す施設である。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	適	本計画は、農事組合法人が生産から加工・販売まで行う6次産業化の施設整備であり、地域連携販売力強化施設では加工・販売業務において女性を雇用する。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体及び関係機関において、適正な資金調達計画と償還計画が策定されており、事業費の交付残については、日本政策金融公庫（スーパーL資金）の融資を検討している。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	総合評価方式による条件付き一般競争入札とする。

整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	適	農事組合法人の維持管理計画については、市、関係機関と協議し、適切な維持管理計画を策定する。更新費用については、農事組合法人で余剰金積立てを行い対応する。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	適	事業実施主体である農事組合法人が収支計画を策定しており、税理士等の専門家による経営診断を受けている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他の事業との合体施工は行わない。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	他の事業への重複申請の予定はない。